

公益委員の見解

令和5年度鹿児島県最低賃金の改正審議において、平場での協議及び公労・公使間の個別協議を重ねてきたが、双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りには期待できない状況に至った。

そこで、鹿児島県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を、以下のとおり示すこととする。

- 1 中央最低賃金審議会の目安小委員会では、「地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、『新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版』及び『経済財政運営と改革の基本方針 2023』に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。」「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。」とされているところであり、この公益委員見解の目安額に十分配意しつつ、これまで審議を進めてきた。
- 2 最低賃金については、3要素を考慮し、三者構成原則を踏まえ審議を行うこととされており、各種経済指標から県内の経済が回復基調にあることから一定の引上げを行う必要性については三者とも共通認識であるものの、その引上げにおいて重視すべき要素は、労働者側が労働者の生計費であるとの見解である一方、使用者側は通常の事業の賃金支払能力であるとの見解であり、提示額の隔たりが生じるに至った。
- 3 一方で、中央最低賃金審議会の目安小委員会において今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されており、地方最低賃金審議会においてもその点について配意する必要があった。
- 4 消費者物価について、鹿児島市の令和4年10月～令和5年6月における「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年上昇率の平均が3.7%であるものの、これは経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により上昇率が抑えられたものであり、政策効果がない場合においては4.4%程度になることが推定され、さらに複数の生活必需品について本土に比べ離島における価格上昇率が大きいことを考慮すると、示された

目安額 39 円は現在の最低賃金額 853 円に対して 4.57%となるが、これは鹿児島県の物価水準において妥当であると判断した。

- 5 地域間格差について、統計によれば、鹿児島県からは毎年首都圏、関西圏、福岡県を中心に転出超過が続いており、特に 15 歳～29 歳の若年層においてその傾向が顕著である状況である。賃金の格差はこうした県外への転出の一つの要因であるとも考えられることから、地域間格差是正は重要な観点であり、スピード感をもって是正を進める必要があるとの認識のもと、割合のみならず実額においても A ランクとの差を縮めることを考慮して、目安額に 5 円を上乗せし A ランクの目安額を上回る必要があると判断した。
- 6 これらのことを総合的に勘案して、公益見解としては、44 円引上げて、令和 5 年度の最低賃金を 897 円としたい。
- 7 一方で、引上げ額が過去最高となり、3 年で 100 円を上回る引き上げとなることから、原材料費等の高騰に対し価格転嫁が進んでいない状況もあるなど厳しい業況の企業に配慮しつつ、政府等に対し、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化等を強く求めることとしたい。